○総務省告示第七十九号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
1　登録証明機関の区別		1　登録証明機関の区別	
登録証明機関	区別	登録証明機関	区別
［略］		［同左］	
株式会社ディーエスピーリサーチ	003	株式会社ディーエスピーリサーチ	003
［略］		［同左］	
ＳＧＳジャパン株式会社	006	ＳＧＳアールエフ・テクノロジー株式会社	006
［略］		［同左］	
株式会社コスモス・コーポレイション	008	株式会社コスモス・コーポレイション	008
［略］		［同左］	
一般財団法人日本品質保証機構	013	一般財団法人日本品質保証機構	013
栗林　暢彦	014	栗林　暢彦	014
EMCC DR. RASEK Japan 株式会社	015	EMCC DR. RASEK Japan 株式会社	015
［略］		［同左］	
［2　略］		［2　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○外務省告示第五十六号

ベナン共和国政府は、平成十八年十二月二十日にニューヨークで採択された「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准書を平成二十九年十一月二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十九年十二月二日にベナン共和国について効力を生じた。

（平成二十九年十一月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成三十年二月二十八日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第五十七号

昭和五十一年九月三日にロンドンで作成された「国際移動通信衛星機構に関する条約」の締約国につき、平成三十年一月三十一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年四月二十一日外務省告示第百三十九号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
クック諸島	平成十九年十月三十一日	平成十九年十月三十一日
ホンジュラス共和国	平成二十八年十一月十六日	平成二十八年十一月十六日

平成三十年二月二十八日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第五十八号

平成三十年二月七日にアビジャンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がアフリカ開発基金との間に行われた。

平成三十年二月二十八日

外務大臣　河野　太郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、アフリカ開発基金の第十四次増資（以下「ＡｆＤＦ14」という。）に関し、アフリカ開発銀行の域内加盟国の経済開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とアフリカ開発基金（以下「基金」という。）の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七百三十六億百万円（七三、六〇一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ＡｆＤＦ14に拠出することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、基金に供与されることになる。

2　借款は、基金とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三五パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

3　借款は、ＡｆＤＦ14期間中の基金の業務に充てるために使用に供される。

4　基金は、借款が、その財政規則及び他の関連規則に従い、3に規定する目的のために、適正に使用されることを確保するために必要な措置をとる。

5　基金は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、借款の使途についての情報及び資料を提供する。

6　日本国政府及び基金は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解を基金に代わって確認される貴下の返簡が日本国政府と基金との間の合意を構成し、その合意が貴下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。